

江東区(江東区医師会)

【お 知 ら せ】

●特定健康診査について

新型コロナウイルス感染症の影響により、特定健康診査が実施出来ない場合がございますので、下記記載の実施期間内において受診される際には必ず事前にお問い合わせください。

- ◎ 実施期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- ◎ 実施機関窓口へ持参するもの ・特定健康診査受診券
・被保険者証
- ◎ 住民の方以外の受診の可否 区民(住民登録がある)以外の方も受診可能です。
- ◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。

●特定保健指導について

新型コロナウイルス感染症の影響により、特定保健指導が実施出来ない場合がございますので、下記記載の実施期間内において受診される際には必ず事前にお問い合わせください。

- ◎ 実 施 期 間** 令和４年４月１日～令和５年３月３１日
- * 実施機関が実施期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行なう対象者に限り
当該指導の終了(実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む)する日まで
を実施期間とする。
- ◎ 実施機関窓口へ持参するもの**
- ・特定保健指導利用券
 - ・被保険者証
- ◎ 住民の方以外の利用の可否** 区民(住民登録がある)以外の方も受診可能です。
- ◎ 注意していただきたい事項(特記事項)**

保健指導は動機付け支援及び積極的支援を実施。

～実施機関をお選びになる際には、健診当日（初回面接）の実施の有無など詳しい内容をご確認ください～